

「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達） ほか 3 件の一部改正（案）に対する意見公募手続の実施について

国税庁では、昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2－2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）ほか 3 件の一部改正を、別添のとおり予定しています。

これらの改正について御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX 又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見をお受けできませんのであらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

記

【募集期間】

令和 5 年 8 月 10 日（木）から令和 5 年 9 月 9 日（土）まで（必着）

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

- FAX の場合

FAX 番号：03－3597－5793

国税庁 課税部 法人課税課 審理第 1 係宛

（FAX の件名に「『租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について』ほか 3 件の一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）

- 郵便等による場合

〒100－8978 千代田区霞が関 3－1－1

国税庁 課税部 法人課税課 審理第 1 係宛

（封筒等の表面に「『租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について』ほか 3 件の一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）

「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）ほか
3 件の一部改正（案）の概要

1 改正の背景

(1) 現行制度の概要

イ 圧縮記帳の概要

国庫補助金等の交付を受けた場合には、その収益について法人税が課税されます。しかしながら、国庫補助金等の交付を受けて、その交付の目的となる資産を取得する場合において、その国庫補助金等の額に法人税が課税されてしまうと、その国庫補助金等の額は実質的に税額の分だけ減額されることとなり、交付の目的となる資産が取得できなくなるおそれもあることから、国庫補助金等による収益に一時に課税させないことができることとされています。具体的には、国庫補助金等による収益に見合う金額を、その交付の目的となる資産の取得価額から控除、すなわち、取得した資産の帳簿価額を圧縮して記帳し、その圧縮した金額を損金の額とすることにより、収益の額と相殺することができることとされています。

ロ 租税特別措置法等の税額控除制度の概要

租税特別措置法等において、一定の政策目的に資する資産（以下「特定資産」といいます。）を取得した場合には、その取得価額に一定割合を乗じた金額（以下「税額控除限度額等」といいます。）を法人税額から控除することができることとされています。

(2) 圧縮記帳及び租税特別措置法等の税額控除制度の適用を受ける場合の現行の取扱いの概要

イ 国庫補助金等の交付を受けてから特定資産を取得する場合

法人税法上、圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、圧縮記帳により減額された後の帳簿価額を減価償却費の計算の基礎となる取得価額とみなすこととされています（法人税法施行令第 54 条第 3 項）。この規定を踏まえ、従来、国庫補助金等の交付を受けてから特定資産を取得する場合には、一般的に、圧縮記帳により減額された後の帳簿価額に基づき、税額控除限度額等を算出することとされています。

ロ 特定資産を取得した事業年度の翌事業年度以降に国庫補助金等の交付を受ける場合

一部の税額控除制度については、特定資産を取得した事業年度の翌事業年度以降に国庫補助金等の交付を受けて圧縮記帳を適用する場合に、特定資産の取得価額から国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額等を算出することとする、圧縮記帳と税額控除との調整に係る取扱いが設けられています。

(3) 現行の取扱いの問題点

国庫補助金等の交付の目的となり、かつ、税額控除の対象にもなる特定資産を取得した事業年度の翌事業年度以降に国庫補助金等の交付を受けて圧縮記帳を適用する場合、特定資産の取得価額から国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額等を算出することとする、圧縮記帳と税額控除との調整に係る取扱いが設けられている税額控除制度と設けられていない税

額控除制度がありました。

(参考)

① 取扱いが設けられている税額控除制度	② 取扱いが設けられていない税額控除制度
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合	中小企業者等が機械等を取得した場合
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合
事業適応設備を取得した場合等	上記のほか、震災特例法関係で3件

(4) 見直しの必要性

国庫補助金等の交付と特定資産の取得のタイミングによって、税額控除に係る税額控除限度額等の算出額が異なる結果となり、取扱いに差が生ずることは相当ではないことから、一部の税額控除制度については、上記1(2)口の圧縮記帳と税額控除との調整に係る取扱いが設けられていました。

一方、圧縮記帳と税額控除との調整に係る取扱いが設けられていない税額控除制度(上記1(3)(参考)②)については、その政策目的に資する特定資産の取得に際して、圧縮記帳と税額控除の取扱いが不明確なものとなっていたところです。とりわけ近年、新型コロナウイルス感染症への対策支援などの観点から、特定資産の取得を促進する補助金の交付が増加しているところです。

このような中、近年の国又は地方公共団体の補助金の交付業務等においては、事前に目的資産を取得し、その取得後に補助金の交付が行われるスキームが一般的になっていることを踏まえ、令和4年度の税制改正において、資産を先行取得してから国庫補助金等が交付される場合に事後的に圧縮記帳を適用する場合の税務上の処理を明らかにすることとする法人税法の規定の整備が行われました。

以上を踏まえ、特定資産を取得する場合の税額控除制度に共通する取扱いとして、圧縮記帳と税額控除との調整に係る取扱いを明らかにすることとします。

なお、この取扱いに関しては、特定資産を取得する場合の特別償却制度についても同様となりますが、特別償却を含む減価償却制度におけるトータルの償却限度額は、一般的には圧縮記帳適用後の取得価額が限度となりますので、改めて取扱いを設けることはしておりません。

2 改正案の内容

租税特別措置法等の税額控除制度の税額控除限度額等の計算の基礎となる取得価額に係る共通の取扱いとして、以下のとおり改正します。

(1) 供用年度後の事業年度において圧縮記帳の適用を受ける場合

法人が取得等をした税額控除制度の対象となる特定資産につき、その取得をして事業の用に供した事業年度後(以下「供用年度後」といいます。)において圧縮記帳の適用を受けることが予定されている場合には、その特定資産の取得価額から圧縮記帳の適用を受けるとしたならば損金の額に算

入されることが見込まれる金額（以下「損金算入見込額」といいます。）を控除した金額が、税額控除限度額等の計算の基礎となる特定資産の取得価額となることを明らかにします。従来は圧縮記帳と税額控除との調整に係る取扱いが設けられていた一部の税額控除制度（上記 1(3)（参考）①）においては、国庫補助金等の交付予定金額を控除することとしていましたが、令和 4 年度税制改正において法人税法上の規定の整備が行われ、資産を先行取得した場合の圧縮限度額の計算が明らかになったことを踏まえて損金算入見込額を控除する統一的な取扱いとすることを明らかとするものです。しかしながら、国庫補助金等の交付の条件を満たしていないため、その交付額が未だ確定していないこと等により損金算入見込額を適正に見積もることが困難である場合には、損金算入見込額ではなくこれまでどおり国庫補助金等の交付予定金額を控除することを、注書で明らかにしています。

また、従来は圧縮記帳と税額控除との調整に係る取扱いが設けられていた一部の税額控除制度（上記 1(3)（参考）①）においては、法人が税額控除限度額等の計算の基礎となる特定資産の取得価額から国庫補助金等の交付予定金額を控除しないで税額控除制度を適用する申告をしたときは、供用年度後の事業年度において圧縮記帳の適用を受けることはできないものとしていましたが、供用年度後の事業年度において圧縮記帳の適用を受けるときは、供用年度において税額控除限度額等の計算の基礎となった特定資産の取得価額から圧縮記帳により損金の額に算入することとなる金額を控除した金額に基づき税額控除限度額等を再計算し、修正申告を行うことを明らかにする見直しを行います。

(2) 供用年度において圧縮記帳の適用を受ける場合

法人が取得等をした税額控除制度の対象となる特定資産につき、供用年度において圧縮記帳の適用を受ける場合には、その特定資産の取得価額から圧縮記帳の適用により損金の額に算入される金額を控除した金額が、税額控除限度額等の計算の基礎となる特定資産の取得価額となることを明らかにします。なお、この取扱いは、上記 1(2)イのとおり、従来は租税特別措置法等の税額控除制度における共通の取扱いとしていたものです。

（注） 租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて（法令解釈通達）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（所得税編）についても同様の取扱いを定めているため、上記(1)及び(2)と同様の改正を行います。

3 適用時期

これまで圧縮記帳と税額控除の調整に係る取扱いが設けられていなかった税額控除制度（上記 1(3)（参考）②）の対象となる資産（供用年度後の事業年度において圧縮記帳を適用するものに限ります。）につき、この法令解釈通達の発遣日以後に取得等をするものについて適用します。

4 新旧対照表

改正案に係る新旧対照表は、別紙のとおりです。